

# エルサレム巡礼史に関する補助的考察

—— フェルマーンの語るもの ——

櫻井 康人

## はじめに

聖地エルサレム巡礼。言うまでもなく、完全な贖罪を伴うこの行為は、キリスト教徒が最も望むものであり、彼らにとって最も聖なるものであった。実際に聖地巡礼を行った者たちの幾人かは自らの経験を聖地巡礼記という形で表し、そこから我々は聖なる行為の中における様々な出来事・苦難・驚き・恐怖・喜びなどを、彼らのフィルターを通してのことではあるが、知ることができる。筆者も聖地巡礼記の分析を通じて巡礼者の経験や記憶を追ってきたが<sup>(1)</sup>、当然のことながら、聖地巡礼を成り立たせていたのは巡礼者だけでなく、また彼らだけがそれについて語っていたわけでもない。すなわち、聖地巡礼史の全体像により近づくためには、巡礼者以外の声にも耳を傾けねばならないのである。このような観点から、筆者はこれまでに巡礼者たちの運搬において中心的な役割を果たしていたヴェネツィア側の史料の分析<sup>(2)</sup>、あるいは聖地巡礼者たちを受け入れる立場にあったフラ

<sup>(1)</sup> 拙稿「後期十字軍再考(1) — 14世紀の聖地巡礼記に見る十字軍観 —」『ヨーロッパ文化史研究』7号、2006年、1～50頁；拙稿「後期十字軍再考(2) — 14世紀の聖地巡礼記に見るイスラーム世界 —」『ヨーロッパ文化史研究』8号、2007年、37～75頁；拙稿「4～13世紀の聖地巡礼記に見るイスラーム・ムスリム観の変容」『ヨーロッパ文化史研究』9号、2008年、47～88頁；拙稿「15世紀前半の聖地巡礼記に見る十字軍・イスラーム・ムスリム観 — 後期十字軍再考(3) —」『ヨーロッパ文化史研究』10号、2009年、53～100頁；拙稿「1450～1480年の聖地巡礼記に見るイスラーム観・ムスリム観・十字軍観 — 後期十字軍再考(4) —」『ヨーロッパ文化史研究』12号、2011年、179～227頁；拙稿「1481～1500年の聖地巡礼記に見るイスラーム観・ムスリム観・十字軍観 — 後期十字軍再考(5) —」『ヨーロッパ文化史研究』13号、2012年、199～246頁；拙稿「1501年～1530年の聖地巡礼記に見るイスラーム観・ムスリム観・十字軍観 — 後期十字軍再考(6) —」『ヨーロッパ文化史研究』14号、2013年、99～133頁（以下、「後期十字軍再考(6)」と略記）；拙稿「1531年～1550年の聖地巡礼記に見るイスラーム観・ムスリム観・十字軍観 — 後期十字軍再考(7) —」『ヨーロッパ文化史研究』15号、2014年、73～97頁（以下、「後期十字軍再考(7)」と略記）；拙稿「1551年～1570年の聖地巡礼記に見るイスラーム観・ムスリム観・十字軍観 — 後期十字軍再考(8) —」『ヨーロッパ文化史研究』17号、2016年、53～83頁（以下、「後期十字軍再考(8)」と略記）；拙稿「1571年～1590年の聖地巡礼記に見るイスラーム観・ムスリム観・十字軍観 — 後期十字軍再考(9) —」『ヨーロッパ文化史研究』18号、2017年、125～158頁（以下、「後期十字軍再考(9)」と略記）。

<sup>(2)</sup> 拙稿「『無料で運ぶわけではないし、神の愛のために運ぶわけでもない』— 中世におけるヴェネツィア・ガレー巡礼船のパトロンたち —」『史林』97巻1号、2014年、36～74頁。

ンチェスコ会聖地管区側の史料の分析も行ってきたが<sup>(3)</sup>、本小文では同じく彼らを受け入れる立場にあったイスラーム側の史料分析から聖地巡礼を照射してみたい。

## I. 本稿で用いる史料について

一口にイスラーム側の史料と言ってもそれは様々であるが、聖地巡礼について語ってくれるものは多くはない。その中において、オスマン帝国期に発給されたフェルマーン（スルタン勅令）が、聖地巡礼について考える上で、比較的によくの材料を提供してくれる。従って、考察の第一歩としてはフェルマーンの分析が妥当かつ無難であろう。

フェルマーンの分析に当たって本稿で用いることができたのは、以下に挙げる四つの刊行史料である。その中でも一つの主軸となるのが、J・フサイン（トルコ語担当）、F・シアド（アラビア語担当）、N・ゴスラン（フランス語担当）の三人のフランチェスコ会士たちが、エルサレムのフランチェスコ会文書館に所蔵されている1902年までの全453通のフェルマーンの写しをフランス語に翻訳した上で公にしてくれた史料集である<sup>(4)</sup>。そして、もう一つの軸となるのが、U・ヘイドがイスタンブールのトルコ共和国総理府オスマン文書館に所蔵されている「枢機勅令簿 *Mühimme Defteri*」から、1552年から1615年までのパレスティナに関連する全126通のフェルマーンを抜粋し、英語訳した上で公にしてくれた史料集である<sup>(5)</sup>。フェルマーンを発給する側に当たる「枢機勅令簿」に所蔵・保管されたものと、受け取る側に当たるフランチェスコ会文書に所蔵・保管されたものとは、性格が大きくことなるであろうことは容易に想定されよう。従って、フェルマーンの分析に際しては両者を分けて行った後に、その両者の突き合わせ作業を行ったほうが良さそうである。ただし、残念ながらヘイド編の史料集がカバーしているのが1615年までであるので、本稿での考察対象時期もそれに制約されてしまうことをここで断っておきたい。

さて、残る二つの刊行史料について見てみよう。内一つは、フランチェスコ会聖地管区に関する膨大な史料を取めた、フランチェスコ会士のG・ゴルボヴィッチ編の史料集である<sup>(6)</sup>。そこにフェルマーンそのものは所収されていないものの、ピエトロ・ヴェルニ

<sup>(3)</sup> 拙稿「厄介者の聖地巡礼者一受入側史料から見た聖地巡礼史」『科学研究費補助金基盤研究（B）報告書中近世のキリスト教会と民衆宗教（代表：早稲田大学文学学術院教授・甚野尚志）』2010年、102～109頁（以下「厄介者」と略記）。

<sup>(4)</sup> Hussein, J., Sciad, F. et Gosselin, N. (tra.), *Firmans Ottomans*, 3 tomes, 1934, Jérusalem, rep., Mancini, I. (éd.), 1986, Jérusalem. (以下、FOと略記)

<sup>(5)</sup> Heyd, U. (ed.), *Ottoman Documents on Palestine, 1552-1615: A Study of the Firman according to the Mühimme Defteri*, Oxford, 1960. (以下、ODと略記) なお、「枢機勅令簿」については、澤井一彰「トルコ共和国総理府オスマン文書館における「枢機勅令簿 *Mühimme Defteri*」の記述内容についての諸問題 — 16世紀後半に属する諸台帳を事例として—」『オリエント』49巻1号、2006年、165～184頁、を参照。

<sup>(6)</sup> Golbovich, G. (ed.), *Biblioteca bio-bibliografica della Terra Santa e dell'oriente Francese*, n.s., 1-12, Quaracchi,

エロ・デイ・モンテペローズといった17世紀に聖地管区で活動したフランチェスコ会士たちの年代記が収められており<sup>(7)</sup>、文脈に応じる形で幾つかのフェルマーンの内容が書き記されている。当然のことながら、それはフランチェスコ会文書に収められたフェルマーンを写したものと考えられる。最後の一つは、ゴルボヴィッチと同様に、フランチェスコ会聖地管区に関連する史料の発掘・収集・公刊に身を捧げたフランチェスコ会士、A・アルセによる史料集である<sup>(8)</sup>。同書には、フェルマーンの他に年代記や聖地巡礼記など、聖地管区の歴史を明らかにするために重要であるとアルセが判断した史料（およびその抜粋）が、スペイン語訳された上で所収されており、そこに見られるフェルマーンの多くはFOやODから引き出されたものである。ただし、イスタンブールのペラ地区にあるフランチェスコ会文書館に所蔵されているフェルマーンも幾つか含まれており、FOやOD以外の情報を我々に与えてもくれる。上記の通り、本稿における考察対象時期の限定のために、BBやDTから得られる情報の数こそ少なくなってしまうが、その情報の内容の価値は決して低くないことを付記しておきたい。

以上のことを念頭に置いた上で、まず次章ではフランチェスコ会文書館に所蔵されているフェルマーンについて見ていこう。

## II. フランチェスコ会文書館所蔵のフェルマーン

上記の理由による考察対象時期の制約のため、本稿では差し当たってムスタファ1世期までを一区切りとしたが、その中で確認することのできたフランチェスコ会文書館所蔵のフェルマーンは、全部で126通となった。それを時系列順に並べて作成したのが表1である。加えて、表1においてはその内容に応じて、A：フランチェスコ会を中心とするカトリック教会に関するもの、B：カトリック以外の宗派のキリスト教会やユダヤ教会に関するもの、C：巡礼者や旅行者に関するもの、D：役人に関するもの、E：商人・商業に関するもの、F：アラブ人・ベドウィン・ドルーズ派などに関するもの、という形で区分してみた。我々は、そこから巡礼者に関してどのような事を読み取ることができるのであろうか。

まず気がつくのは、表1-5・6・7当たりから、1530年代より巡礼者に対する嫌がらせ行為を制限しようとする動きがあった、ということである。1530年までの聖地巡礼記作者たちが、概して聖地周辺域を治めたトルコ人を「強欲で横暴な悪党」として描いている一方で<sup>(9)</sup>、1530・40年代の聖地巡礼記作者たちが、彼らを守ってくれる護衛や「お客さん」

1924-1939. (以下、BBと略記)

<sup>(7)</sup> フランチェスコ会士たちの作成した年代記については、拙稿「厄介者」102～103頁、を参照。

<sup>(8)</sup> Arce, A. (ed.), *Documentos y textos para la historia de Tierra Santa y sus Santuarios, 1600-1700*, tomo 1, Jerusalem, 1970. (以下、DTと略記入)

<sup>(9)</sup> 拙稿「後期十字軍再考(6)」120～125頁。

表1 フランチェスコ文書館所蔵のフェルマーン

スルタン	整理番号	発給年(西暦)	発給地	訴状人	発給対象者	内容	典拠	区分
スレイマン1世	1	1521.4.9-5.9.	ダマスクス	フランチェスコ 会士	エルサレムのカーデー	フランチェスコ会の宗教儀礼の嫌がらせをする者についての訴えに対し、調査した上で止めさせるように命令。	FO, no. 1.	A
	2	1525.2.26.-26.	ガザ	シオン山修道院 の修道士たち	エルサレムのカーデー	敷地内に小さなモスクが建造されたという訴えに対し、然るべき権利がない場合は建造を止めさせるように命令。	FO, no. 2.	A
	3	1528.10.15-11.13.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	ガザのサンジャク・ベイ エルサレムのカーデー	聖墳墓教会のフランク人領域におけるグルジア正教徒の侵害についての訴えに対し、止めさせるように命令。	FO, no. 3.	B
	4	1529.7.7-8.6.	ソクイン城塞	ヴェネツィアの 教会人	ガザのサンジャク・ベイ エルサレムのカーデー	敷地内に小さなモスクが建造されたという訴えに対し、然るべき権利がない場合は建造を止めさせるように命令。	FO, no. 4.	A
	5	1532.5.7-6.5.	エディルネ	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャク・ベイ エルサレムのカーデー	かねてからフランク人が所有していた聖母マリアおよび聖ラザロゆかりの聖所があり、そこに巡礼者も多くやってくるのであるが、近年、金銭を巻き上げるために巡礼者たちに対して嫌がらせなどをする者がいることについての訴えに対し、止めさせるように命令。	FO, no. 5.	C
	6	1532.5.7-6.5.	エディルネ	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャク・ベイ エルサレムのカーデー	ベツレヘムの教会(聖誕教会)についても同上。	FO, no. 6.	C
	7	1536.6.20-7.20.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	ガザのサンジャク・ベイ エルサレムのカーデー	シオン山修道院についても同上。加えて、とりわけソロモンという名のユダヤ教徒と、グルジア正教徒に、嫌がらせを止めさせるように命令。	FO, no. 7.	B・C
	8	1536.9.17-10.16.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	ガザのサンジャク・ベイ エルサレムのカーデー	聖墳墓教会・聖誕教会・シオン山修道院から大圓石や柱を持ち去るといふ不正行為を行う者についての訴えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 8.	A

9	1541.5.27.-6.25.	イスタンプル	フランス国王の 外交使節	エルサレムのサンジャク・ベイ エルサレムのカーデーイー	エルサレムにあるアラブ人所有の教会へのエルサレム正教徒の干渉に關する訴えに対し、止めさせるように命命。	FO, no. 9.	A・B
10	1544.4.24.-5.23.	イスタンプル	フランス人の教 会人たち(聖墳 墓教会・聖誕教 会・シオン山修 道院)	ダマスクスのバイレル・ ベイ エルサレムのカーデーイー ラムラのカーデーイー	サンジャク・ベイたちが、金銭を巻き上げるためにフランス人の巡礼者たちを不当にも投獄しているという訴えに対し、止めさせるように命命。	FO, no. 10.	C・D
11	1545.4.14.-5.13.	エディルネ	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャク・ ベイ エルサレムのカーデーイー	聖墳墓教会のフランス人領域におけるエルサレム正教徒の侵害についての訴えに対し、止めさせるように命命。	FO, no. 11.	A・B
12	1545.4.14.-5.13.	エディルネ	ヴェネツィアの バイロ	ガザのサンジャク・ベイ ラムラのカーデーイー	下級役人たちが、金銭を巻き上げるためにヴェネツィア人の商人たちを不当にも投獄しているという訴えに対し、止めさせるように命命。	FO, no. 12.	D・E
13	1546.6.1.-6.30.	イスタンプル	ガーデイヤアン (フランチャエス コ会聖地管区 長)	エルサレムのカーデーイー	従来より教会の補修が許されているにもかかわらず、役人たちが妨害しているという訴えに対し、止めさせるように命命。	FO, no. 13.	A・D
14	1546.6.1.-6.30.	イスタンプル	ガーデイヤアン (フランチャエス コ会聖地管区 長)	ナザレのカーデーイー	ナザレの教会(受胎告知教会)についても、同上。	FO, no. 14.	A・D
15	1547.8.17.-9.16.	イスタンプル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのカーデーイー エルサレムの司官	エルサレムのサンジャク・ベイが、金銭を巻き上げるためにエルサレムの教会人たちに嫌がらせをしているという訴えに対し、止めさせるように命命。	FO, no. 15.	A・D
16	1547.8.17.-9.16.	イスタンプル	ヴェネツィアの バイロ	ガザのサンジャク・ベイ ラムラのカーデーイー	現地人たちが、ラムラにあるヴェネツィアの休憩施設を不法占拠しているという訴えに対し、止めさせるように命命。	FO, no. 16.	E
17	1547.8.17.-9.16.	イスタンプル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャク・ ベイ エルサレムのカーデーイー	エルサレム内のヴェネツィア人所有の教会がエルサレム・アルメニア人に不法占拠されているという訴えに対し、止めさせるように命命。	FO, no. 17.	B

18	1549.4.29.-5.26.	アレッポ	フランス国王の 外交使節	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	シオン山修道院にモスクが建造され たという訴えに対して、騒動を取め るように命令。	FO, no. 18.	A
19	1549.4.29.-5.28.	アレッポ	フランス国王の 外交使節	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	聖墳墓教会・聖誕教会・シオン山修 道院に向かう巡礼者から、金銭を巻 き上げるために嫌がらせをする者な ちがいるという訴えに対して、止め させるように命令。	FO, no. 19.	C
20	1549.4.29.-5.28.	アレッポ	フランス国王の 外交使節	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	シオン山修道院の地所にモスクが建 造されてたという訴えに対して、騒 動を取めるように命令。	FO, no. 20.	A
21	1549.4.29.-5.28.	アレッポ	フランス国王の 外交使節	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	同上。	FO, no. 21.	A
22	1549.4.29.-5.28.	アレッポ	フランス国王の 外交使節	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	聖墳墓教会・聖誕教会・シオン山修 道院の所有物の確認。	FO, no. 22.	A
23	1549.4.29.-5.28.	アレッポ	フランス国王の 外交使節	ガザのサンジヤク・ベイ エルサレムのカー デー ラムラのカーデー	ガザのサンジヤク・ベイ エルサレムのカー デー ラムラのカーデー	役人によるラムラの巡礼宿の不法占 拠についての訴えに対し、止めさせ るように命令。	FO, no. 23.	C・D
24	1549.4.29.-5.28.	アレッポ	フランス国王の 外交使節	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレムにて金銭を巻き上げるた めにフランクリン教会人や通訳に嫌が らせをする者がいることについての 訴えに対し、止めさせるように命令。	FO, no. 24.	A
25	1549.4.29.-5.28.	アレッポ	フランス国王の 外交使節	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレムにて金銭を巻き上げるた めにフランクリン巡礼者に嫌がらせを する者がいることについての訴えに 対し、止めさせるように命令。	FO, no. 25.	C
26	1550.3.20.-4.19.	イスタンブル	シオン山修道院 の修道士たち	ダマスクスのベイレル ベイ エルサレムのカーデー	ダマスクスのベイレル ベイ エルサレムのカーデー	シオン山修道院の敷地内にモスクが 建造され、ムスリムがそれを占拠し ていることについての訴えに対し、 騒動を取めるように命令。	FO, no. 26.	A
27	1550.3.20.-4.19.	イスタンブル	シオン山修道院 の修道士たち	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	同上。	FO, no. 27.	A

28	1554.4.4.-5.4.	アレップ	エルサレム内居 住のフランク人 の教会人たち	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	教会の修復願いに対する許可。	FO, no. 28.	A
29	1555.4.23.-5.22.	アマスイヤ	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	カルヴァリの所有権について、半分 をフランク人、半分をダルミア人が 所有していることについての再確認。	FO, no. 29.	A・B
30	1555.4.23.-5.22.	アマスイヤ	エルサレム内居 住のフランク人 の教会人たち	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	住居の修復願いに対する許可。	FO, no. 30.	A
31	1555.4.23.-5.22.	アマシエ	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	ムスリムが金銭を巻き上げるために オリーフ山への巡礼者に嫌がらせを しているという訴えに対して、止め させようという命令。	FO, no. 31.	C
32	1556.2.13.-3.13.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	ベツレヘムにて役人が金銭を巻き上 げるためにフランク人教会人に嫌が らせをしているという訴えに対して、 止めさせるよう命令。	FO, no. 32.	A・D
33	1556.3.13.-4.12.	イスタンブル	ガーディアン	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	聖墳墓教会内のフランク人所有領域 にギリシア人たちが不法侵入してい ることについての訴えに対し、止め させるよう命令。	FO, no. 33.	A・B
34	1556.3.13.-4.12.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	ムサーという名のあるキリスト教 徒がフランク人の教会人の所有地に て不法にブドウ栽培しているという 訴えに対して、止めさせるよう命令。	FO, no. 34.	A・B
35	1556.3.13.-4.12.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレム・ベツレヘムのフランク 人教会人の所有地にて金銭を巻き上 げるために嫌がらせをする者がいる という訴えに対して、止めさせるよ うに命令。	FO, no. 35.	A
36	1556.3.13.-4.12.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	聖墳墓教会の地所の囲いの修復願い に対する許可。	FO, no. 36.	A
37	1556.3.13.-4.12.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジヤ ク・ベイ エルサレムのカーデー	聖墳墓教会のフランク人教会人を困 惑させないようにとの訴えに対し、 困惑させないように命令。	FO, no. 37.	A・D

38	1558.2.19.-3.21.	エディルネ	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーディー	ナザレへの巡礼者に嫌がらせをする 者がいるとの訴えに対して、止めさ せるように命令。	FO, no. 38.	C
39	1558.10.13.-11.13.	イスタンブル		エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーディー 聖墳墓教会の会計官	①聖墳墓教会・聖誕教会への不当な 税の要求についての訴えに対して、 止めさせるように命令。 ②グルジア正教会がアムド修道院の 所有権を主張していることについて の訴えに対し、フランク人が所有権 を有することを確認（巡礼者からの 収益を考慮して）。	FO, no. 39.	A・D A・B・ D
40	1559.7.7.-8.5.	マラーフ		エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーディー	エルサレム内のアムド修道院はフラ ンク人の所有物であることを告知。	FO, no. 40.	A・B
41	1559.11.2.-12.1.	イスタンブル		ダマスクスのバイレル・ ベイ エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーディー 聖墳墓教会の会計官	アムド修道院への不当な税の要求に ついての訴えに対して、止めさせる ように命令。	FO, no. 41.	A・D
42	1560.12.20.- 1561.1.18.	イスタンブル	聖墳墓教会の教 会人たち	エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーディー	フランク人の所有地への抑圧につい ての訴えに対し、止めるように命令。	FO, no. 42.	A・D
43	1561.1.18.-2.17.	イスタンブル		ダマスクスのバイレル・ ベイ エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーディー 聖墳墓教会の会計官	アムド修道院におけるグルジア正教 会の領域侵害についての訴えに対 して、止めさせるように命令。	FO, no. 43.	A・B
44	1561.2.17.-3.18.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーディー	聖墳墓教会におけるギリシア正教総 大主教の領域侵害についての訴えに 対して、止めさせるように命令。	FO, no. 44.	A・B
45	1561.2.17.-3.18.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーディー	アムド修道院に対するアラブ人の嫌 がらせについての訴えに対して、止 めさせるように命令。	FO, no. 45.	A・F



46	1561.2.17.-3.18.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレムにおけるギリシア正教総 大主教によるミサ妨害についての訴 えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 46.	A・B
47	1561.2.17.-3.18.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーデー	聖墳墓教会におけるフランク人巡礼 者の「柱の主日」宗教儀礼へのギリ シア正教徒の嫌がらせについての訴 えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 47.	B・C
48	1562.1.7.-2.6.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレムにて金銭を巻き上げるた めにフランク人教会人たちに不正を 働く者たちがいるという訴えに対 して、止めさせるように命令。	FO, no. 48.	A
49	1563.2.24.-3.26.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレムにてアラブ人たちが現地 通貨をフランク人教会人の貨幣に両替する ように強要しているという訴えに対 して、止めさせるように命令。	FO, no. 50.	A・F
50	1563.2.24.-3.26.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレムにて、金銭を不当に巻き 上げるためにある役人が肉を市内に 持ち込まないように強要している という訴えに対して、止めさせるよ うに命令。	FO, no. 51.	A・D
51	1563.8.31.-9.30.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーデー	あるシヤイフがフランク人教会人の 地所を侵害しているという訴えに 対して、調査した上で騒動を収めるよ うに命令。	FO, no. 49.	A
52	1564.11.6.-12.5.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレムとラムラの役人が巡礼者 から規定以上の金銭を巻き上げてい るという訴えに対して、止めさせる ように命令（巡礼者の数および彼ら からの収益が減少するため）。	FO, no. 52.	C・D
53	1564.11.6.-12.5.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーデー	エルサレム内にあるフランク人教会 人の住居に対して嫌がらせをする者 がいるという訴えに対して、止めさ せるように命令。	FO, no. 53.	A
54	1564.11.6.-12.5.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーデー	アムド修道院に対する嫌がらせがひ どく、教会人たちが夜も眠れないと いう訴えに対して、止めさせるよ うに命令。	FO, no. 54.	A

	55	1564.12.5.- 1565.1.4.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	ダマスクスの大カー デー エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーデー	聖墳墓教会の天井の修復願 いの許可（修復せねば巡礼 者の減少につながるという 理由で）。	FO, no. 55.	A・C
セリム2世	56	1574.2.22.-3.24.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーデー	フランス人教会人たちが エルサレム内に保持する 所有物の再確認。	FO, no. 56.	A
ムラト3世	57	1576.3.31.-4.30.	イスタンブル	フランス国王の 外交使節	エルサレムのサンジャ ク・ベイ	カルヴァリアおよび聖墳 墓教会のフランス人所有 領域へのゲルジア正教会 の侵害についての訴えに 対して、止めさせるよう に命令。	FO, no. 57.	A・B
	58	1576.8.26.-9.24.	イスタンブル			フランスおよびヴェネツ ィア宛カピ チュレレーション。	FO, no. 58.	E
	59	1579.10.22.-11.21.	イスタンブル	フランス国王の 外交使節	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	エルサレム・ベツレヘム におけるフランス人の所 有地についての確認。	FO, no. 59.	A
	60	1579.10.22.-11.21.	イスタンブル	フランス国王の 外交使節	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	聖墳墓教会のフランス人 の所有領域へのギリシア 正教会の侵害についての 訴えに対して、止めさせ るよう命令。	FO, no. 60.	A・B
	61	1579.10.22.-11.21.	イスタンブル	フランス国王の 外交使節	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	エルサレムにてアラブ人 たちが現地で通貨をフラ ンク人の貨幣に両替する ように強要しているとい う訴えに対して、止めさ せるよう命令。	FO, no. 61.	A・F
	62	1579.10.22.-11.21.	イスタンブル	フランス国王の 外交使節	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	金銭を巻き上げるために アムド修道院の修道士お よび巡礼者に嫌がらせ をしないよう命令。	FO, no. 62.	A・C
	63	1579.10.22.-11.21.	イスタンブル	フランス国王の 外交使節	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	フランス商人に損害をも たらさないよう命令。	FO, no. 63.	E
	64	1579.10.22.-11.21.	イスタンブル	フランス国王の 外交使節	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	金銭を巻き上げるために 、シオン山修道院におよ びそこにやって来る巡礼 者たちに害をなさないよ うに命令。	FO, no. 64.	A・C

65	1579.10.22.-11.21.	イスタンプル	フランス国王の 外交使節	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	金銭を巻き上げるために、エルサレ ム内に居住するフラシク人教会人た ちに害をなさないように命令。	FO, no. 65.	A
66	1581.3.17.-4.5.	イスタンプル	エルサレム内居 住のフラシク人 たち	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	役人たちによる不法行為についての 訴えに対して、止めさせように命 令。	FO, no. 66.	D
67	1583.8.8.	イスタンプル	エルサレム内居 住のフラシク人 教会人たち	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	ワクフの地所において、ワクフ 管理官が金銭を巻き上げるために巡 礼者たちに嫌がらせをしていること についての訴えに対して、止めさせ るよう命令。	FO, no. 67.	C・D
68	1583.8.20.-9.18.	イスタンプル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ 聖墳墓教会の会 計官	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	金銭を巻き上げるために、聖母マリ アおよび聖ラザロの墓への巡礼者に 嫌がらせをする者がいることにつ いての訴えに対して、止めさせるよ うに命令。	FO, no. 68.	C
69	1583.9.7.	イスタンプル	エルサレム内居 住のフラシク人 教会人たち	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	エルサレムの門にて検査官が不正に 荷物を調査した上でそれを巻き上げ ていることについての訴えに対して、 止めさせるよう命令。	FO, no. 69.	A・D
70	1583.8.20.-9.18.	イスタンプル	フラシク人修道 士のマヌエル・ ステツラ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	嫌がらせを行う者がいることにつ いての訴えに対して、止めさせるよ うに命令。	FO, no. 70.	A
71	1583.8.20.-9.18.	イスタンプル	フラシク人修道 士のマヌエル・ ステツラ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	教会の修復をしようとするも金銭を 巻き上げるために嫌がらせをする者 がいるという訴えに対して、止めさ せるよう命令。	FO, no. 71.	A
72	1583.9.14.	イスタンプル	エルサレム内居 住のフラシク人 教会人たちおよび フランス国王 の外交使節	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	フラシク人の所有地に対する嫌がら せについての訴えに対して、止めさ せるよう命令。	FO, no. 72.	A
73	1583.9.18.-10.18.	イスタンプル	フラシク人修道 士のアンジエ ロ・ステツラ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	ラムラにある住居が嫌がらせによっ て破壊されたことについての訴えに 対し、騒動を収めるよう命令。	FO, no. 73.	A

	74	1583.9.18.-10.18.	イスタンブル	フランス王国の 外交使節	エルサレムのカーデーイ エルサレムのサンジャ ク・ベイ聖墳墓教会の会 計官	アムド修道院・シオン山修道院にお ける金銭を巻き上げるための嫌がら せについての訴えに対し、止めさせ るように命令。	FO, no. 74.	A
	75	1583.9.18.-10.18.	イスタンブル	フランス人修道 士のアンジェ ロ・ステツラ	エルサレムのカーデーイ エルサレムのサンジャ ク・ベイ聖墳墓教会の会 計官	アムド修道院における金銭を巻き上 げるための嫌がらせについての訴え に対し、止めさせるように命令。	FO, no. 75.	A
	76	1583.9.31.	イスタンブル	フランス人修道 士のアンジェ ロ・ステツラ	エルサレムのカーデーイ 聖墳墓教会の会計官	通訳や会計官による修道士からの不 当な税徴収についての訴えに対し、 止めさせるように命令。	FO, no. 76.	A・D
	77	1583.9.18.-10.18.	イスタンブル	エルサレム内居 住のフランス人 教会人たち	エルサレムのカーデーイ 聖墳墓教会の会計官	聖墳墓教会への訪問者への嫌がらせ についての訴えに対して、止めさせ るように命令。	FO, no. 77.	C
	78	1583.12.16.- 1584.1.14.	カイロ	ヴェネツィアの 外交使節	エルサレムのサンジャ ク・ベイ エルサレムのカーデーイ	金銭を巻き上げるためのエルサレム 内のフランス人教会人への嫌がらせ についての訴えに対して、止めさせ るように命令。	FO, no. 78.	A
	79	1585.3.2.-4.2.	イスタンブル	フランス王国の 外交使節	エルサレムのカーデーイ エルサレムのサンジャ ク・ベイ	金銭を巻き上げるためのエルサレム 内のフランス人教会人への嫌がらせ についての訴えに対して、止めさせ るように命令。	FO, no. 79.	A
	80	1590.12.28.- 1591.1.27.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのカーデーイ エルサレムのサンジャ ク・ベイ	アラブ人による聖墳墓教会への嫌が らせについての訴えに対して、止め させるように命令。	FO, no. 80.	A・F
メフメト3世	81	1595.10.6.-11.4.	イスタンブル	フランス人修道 士のアンジェ ロ・ステツラ	エルサレムのカーデーイ 聖墳墓教会の会計官	聖墳墓教会への訪問者から税を徴収 できるのは教会人の上級者・通訳・ 会計官に限られているのに反して 役人も徴収している、という訴えに 対して、止めさせるように命令。	FO, no. 81. DT, no. 3	C・D
	82	1595.10.25.、	イスタンブル	フランス人の教 会人および聖墳 墓教会への巡礼 者たちの代表	エルサレムのカーデーイ エルサレムのサンジャ ク・ベイ	会計官・役人・軍人たちが、「お前た ちは我々の信仰を侮辱した」、「お前 たちはムスリムを殺害した」などと 言って聖墳墓教会への訪問者から金 銭を巻き上げようとすると訴え に対して、止めさせるように命令。	FO, no. 82. DT, no. 4.	C・D

83	1595.10.25..	イスタンブル	エルサレム内居住のフランク人教会人たち	エルサレムのカーデイー	役人たちが、認められているはずの生活必需品（ワイン・食料）に言い掛かりをつけて没収しているという訴えに対して、止めさせようという命令。	FO, no. 83. DT, no. 5.	A・D
84	1595.11.5.	イスタンブル	エルサレム内居住のフランク人教会人たち	エルサレムのカーデイー エルサレムのサンジヤク・ベイ	①かねてより聖墳墓教会の入場料は1人9ドゥッカートであり、しかもそれはフランク人教会人の収益となるはずであるが、嫌がらせをする悪漢のために入場者数が減少しており、その結果として経済的に困っているという訴えに対して、嫌がらせ行為を止めさせよう命令。 ②聖墳墓教会の修復願いに對する許可。	FO, no. 84. DT, no. 6.	C・D
85	1595.11.14.	イスタンブル	ヤッファに来たフランク人巡礼者たち	エルサレムのカーデイー エルサレムのサンジヤク・ベイ	役人たちは巡礼者から各自6アスパラーを税として徴収するのが慣例であったが、現実には不正にもそれ以上の金銭を徴収しているという訴えに対して、1583年9月7日のフエルマーンに照らし合わせて6アスパラー以上の税を徴収しないように命令。	FO, no. 85. DT, no. 7.	C・D
86	1595		エルサレム内居住のフランク人教会人たち	ダマスクスのバイレル・カーデイー エルサレムのサンジヤク・ベイ エルサレムのムフタール	フランク人所有のアムド修道院へのグルジア人による権利侵害は、フランク人巡礼者たちが落としていく年3,000~4,000アスパラーというワクフの財源にとっても大損失となっている、もし巡礼者が増えれば収益は年5,000アスパラー以上になるであろうという訴えに対して、同修道院はフランク人の所有下にあることを再確認。	BB pp. 33-35.	B・C
87	1596.1.2.-2.1.	イスタンブル	ヴェネツィアのバイロ	エルサレムのカーデイー エルサレムのサンジヤク・ベイ	役人や兵士たちが聖誕教会を占拠した上に、鉛をはぎ取っているために、同教会が開墾の危機に瀕しているという訴えに対して、止めさせよう命令。	FO, no. 86. DT, no. 8.	A・D

88	1596.1.2.-2.1.	イスタンプル	エルサレム内居 住者たち	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジャク・ベイ	通訳に対する嫌がらせに関して、フランク人の教会人たちおよびムスリムとの間に問題を抱えているエルサレムの住民たちが、法廷にてサンジャク・ベイと論争しているという訴えに対して、事を収めるように命令。	FO, no. 87. DT, no. 9.	A・D
89	1596.1.2.-2.1.	イスタンプル		ダマスクスのバイレレル・ ベイ エルサレムのカーデーイー 聖墳墓教会の会計官	アムド修道院を巡る問題について、スレイマン1世時に下された判断の確認。	FO, no. 88. DT, no. 10.	A
90	1596.1.2.-2.1.	イスタンプル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジャク・ベイ	聖地で奉仕するために来るフランク人エスココ公士たちは、今ではわざわざアレッポにまで到着の報告をしに行くことを強要されているという訴えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 89. DT, No. 11.	A・D
91	1596.3.1.-3.31.	イスタンプル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジャク・ベイ	エルサレム内に居住する教会人は、サンジャク・ベイに砂糖2袋と蠟燭2本を贈答するのが慣例であったが、今や不正にも砂糖30袋が要求されているという訴えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 90. DT, no. 13.	A・D
92	1596.3.11.-3.20.	イスタンプル		ダマスクスのバイレレル・ ベイ エルサレムのカーデーイー	アムド修道院へのゲルジア人の侵害について訴えに対して、止めさせるように命令。	DT, no. 12.	A・B
93	1599.3.28.-4.27.	イスタンプル	フランス国王の 外交使節ヴェネ ツィアのバイロ	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジャク・ベイ	聖墳墓教会には、フランス王国・ヴェネツィア・オーストリア王国・神聖ローマ帝国・スペイン王国・サヴォワ公国などから多くの巡礼者がやって来て、多くの施し・貢ぎ物を捧げつつ、近年フランス王国とヴェネツィアが、それ以外の国々からの巡礼者を排斥する旨のフェルマーンが発給されたが、巡礼者たちを妨げぬようにという要請に対し、その要望を聞き入れた本フェルマーンに従うように命令。	FO, no. 91. DT, no. 16.	C

ア フ メ ト 1 世	94	1600.7.13.-8.12.	イスタンプル	フランス国王の 外交使節	ダマスクス滞在中のワ ズイー、サイード・メ フメト・バシヤ ダマスクスのカーデーイー ダマスクスの財務監査官	スレイマン1世時に定められた聖墳 墓教会の入場税の金額が守られてい ないという訴えに対して、調査する ように命令。	FO, no. 92. DT, no. 20.	C・D
	95	1600.10.2.	イスタンプル	フランス国王の 外交使節	ダマスクス滞在中のワ ズイー、サイード・メ フメト・バシヤ ダマスクスのカーデーイー ダマスクスの徴税監査官	スレイマン1世時に定められた以上 の金銭が聖墳墓教会への巡礼者たち から巻き上げられているという訴え に対して、止めさせるように命令。	FO, no. 93.	C・D
	96	1601.7.3.-8.2.	イスタンプル	前エルサレムの カーデーイーの フメト	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	スレイマン1世時に定められた以上 の金銭が聖墳墓教会への巡礼者たち から巻き上げられているという報告 に対して、止めさせるように命令。	FO, no. 94.	C・D
	97	1601.7.3.-8.2.	イスタンプル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのカーデーイー	前エルサレムのサンジャク・ベイの Nが金銭を巻き上げるためにエルサ レム・ベツレヘム在住のフランク人 教会人たちを困らせているという訴 えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 95. DT, no. 25	A・D
	98	1601.8.30.-9.29.	イスタンプル	フランス国王の 外交使節	ダマスクスのバイレル・ ベイ ダマスクスのカーデーイー ダマスクスの財務監査官	FO, no. 93と同じ。	FO, no. 96.	C・D
	99	1601.9.29.-10.28.	イスタンプル	フランス国王の 外交使節	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	FO, no. 93と同じ。	FO, no. 97. DT, no. 26.	C・D
	100	1604.2.7.	イスタンプル	フランス国王の 外交使節	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジャ ク・ベイ	FO, no. 93と同じ。	FO, no. 98. DT, no. 31.	C・D
	101	1604.5.21.-5.30.	イスタンプル	フランス国王の 外交使節		フランチェスコ会の権利の確認。	DT, no. 33.	A

102	1604.9.17.	イスタンブル	ムスタファ・パシヤ (聖墳墓教会が属するアフの管理官)	エルサレムのカーデー	エルサレム内の異教徒 (キリスト教徒) の長たちが、聖墳墓教会にやってくる巡礼者たちが金を巻き上げておろし、それがワクアの財源に對し損害を与えているという訴えに對して、彼らが定められた以上の金をとらないように命令。	FO, no. 99. DT, no. 34.	B・C
103	1604.11.23.-12.23.	イスタンブル	ヴェネツィアのバイロ		航行・交易に関する安全保障。	FO, no. 100.	E
104	1605.2.20.-3.21.	イスタンブル	ヴェネツィアのバイロ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャク・ベイ	ヴェネツィアと友好関係にあるキリスト教徒諸侯の聖墳墓教会訪問、および聖墳墓教会に居住する修道士たちに平穩をもたらすようという要望に對して、了承。	FO, no. 101.	C
105	1605.9.14.-10.14.	イスタンブル	ヴェネツィアのバイロ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャク・ベイ	従来、聖墳墓教会の修復は許可されるべきであることが定められているにもかかわらず、金銭を巻き上げるために妨害する者たちがいるという訴えに對して、止めさせるように命令。	FO, no. 102. DT, no. 37.	A
106	1608.2.17.-3.18.	アレツポ	ヴェネツィアのバイロ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャク・ベイ	同上。	FO, no. 103. DT, no. 43.	A
107	1608.2.17.-3.18.	アレツポ	ヴェネツィアのバイロ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャク・ベイ	従来、聖墳墓教会の維持費について、アラブ人・セルビア人が平等に負担すべきであったが、今やアラブ人のみに異なる金額が設定されているという訴えに對して、以前の定めに従うように命令。	FO, no. 104. DT, no. 44.	A・B
108	1609.4.6.-5.6.	イスタンブル	フランス国王の外交使節ヴェネツィアのバイロ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャク・ベイ	聖墳墓教会では、ナツィオ (民族 = 宗派) 単位で儀礼を行うことが慣例であったが、今やそれを無視する者たちがいること、および金を巻き上げるために役人が不正行為を行っているという訴えに對して、止めさせるように命令。	FO, no. 105. DT, no. 46.	A・C・D



109	1610.6.23.-7.23.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジヤク・ベイ	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジヤク・ベイ	聖墳墓教会の修道士への嫌がらせを止めない者たちがいるという訴えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 106.	A
110	1610.6.23.-7.23.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジヤク・ベイ	同上。		FO, no. 107. DT, no. 49.	A
111	1611.6.13.-7.12.	イスタンブル	エルサレム内居 住のフランク人 教会人たち	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジヤク・ベイ	ベツレヘムにある三つの門はフランク人の所有下にあるが、アルメニア人が侵害しているという訴えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 108. DT, no. 53.	A・B	
112	1611.6.13.-7.12.	イスタンブル	エルサレム内居 住のフランク人 教会人たち	エルサレムのカーデーイー エルサレムの駐屯軍司令 官アフメト	エルサレム内のある教会について、従来はフランク人の教会・アプトメニア教会・ギリシア教会・コプト教会が平等に共有していたが、今やそれが不法にも無視されているという訴えに対して、以前の定めに従うように命令。	FO, no. 109. DT, no. 54.	A・B	
113	1611.12.7.- 1612.1.5.	イスタンブル	フランス国王の 外交使節	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジヤク・ベイ	聖墳墓教会・聖誕教会の修道士たちを困らせないようにとの要望に対して、了承。	FO, no. 110. DT, no. 57.	A	
114	1611.12.7.- 1612.1.5.	イスタンブル	フランス国王の 外交使節	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジヤク・ベイ	キヤラバンや兵士たちが、ベツレヘムの修道士に砂糖・食べ物・飲み物を要求して困らせているという訴えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 111. DT, no. 58.	A・D・ F	
115	1611.12.7.- 1612.1.5.	イスタンブル	フランス国王の 外交使節	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジヤク・ベイ	幾たびもカーデーイーが、エルサレムやベツレヘムの修道士に食べ物・飲み物を要求して困らせているという訴えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 112. DT, no. 59.	A・D	
116	1612.10.26.-11.25.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジヤク・ベイ	金銭を巻き上げるためにエルサレム・ベツレヘム内に居住する教会人に嫌がらせをする者たちがいるという訴えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 113. DT, no. 61.	A	
117	1612.11.25.-12.24.	イスタンブル	ヴェネツィアの バイロ	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジヤク・ベイ	教会の修復許可が与えられいるにもかかわらず、金銭を巻き上げるためにエルサレム・ベツレヘムの教会人による修復を妨害しようとする者たちがいるという訴えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 114.	A	

118	1613.10.15.-11.14.	イスタンプル	ヴェネツィアのバイロ	ダマスクスのバイレール・アブメトエルサレムのカーデー	シヤイアのモハメド・アレミとその仲間たちが、金銭を巻き上げるためオリーブ山でのフランク人の宗教儀礼を妨害していることについての訴えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 115.	A・F
119	1613.10.15.-11.14.	イスタンプル	ヴェネツィアのバイロ	ダマスクスのバイレール・アブメトエルサレムのカーデー	同上。	FO, no. 116. DT, no. 70.	A・F
120	1614.4.2.-5.2.	イスタンプル	ヴェネツィアのバイロ	エルサレムのカーデー	同上。	FO, no. 117.	A・F
121	1614.4.2.-5.2.	イスタンプル	ヴェネツィアのバイロ	エルサレムのカーデー	同上。	FO, no. 118.	A・F
122	1614.6.9.-7.9.	イスタンプル		エルサレムのカーデー	同上。	FO, no. 119. DT, no. 72.	A・F
123	1614.8.7.-9.7.	イスタンプル	ヴェネツィアのバイロ	エルサレムのカーデー	ギリシア人やアアルメニア人に煽動された幾人かのムスリム、とりわけマローニという名の徴税官が、金銭を巻き上げるためにフランク人教会への嫌がらせを行っているという訴えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 120. DT, no. 75.	A・B・D
124	1617.4.8.-5.7.	イスタンプル	フランス国王の外交使節	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャク・ベイ	フランク人の地所に他の宗派のキリスト教徒が不法侵入しているという訴えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 121. DT, no. 91.	A・B・C
125	1617.10.2.-10.31.	ビレジック	ヴェネツィアのバイロ	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャク・ベイ	聖墳墓教会でのフランク人の宗教儀礼への他の宗派のキリスト教徒たちの嫌がらせについての訴えに対して、止めさせるように命令。	FO, no. 122.	A・B・C
126	1617.4.8.-5.7.	アフメット	聖墳墓教会のフランク人教会人たち	エルサレムのカーデー エルサレムのサンジャク・ベイ	同上。	FO, no. 123. DT, no. 98.	A・B

としてもてなしてくれるエルサレムのサンジャク・ベイを始めとする役人たちに対して、概して好意的な評価を与えていることから<sup>(10)</sup>、フェルマーンによる命令が一時的にはあれ効力を発揮したと考えられる。ただし、巡礼者に対する嫌がらせはムスリムからだけではなかった。表 1-7 にあるように、グルジア正教徒やユダヤ教徒もヨーロッパからやって来る巡礼者たちに対して嫌がらせを行っていたのであるが、前者の場合、表 1-11・29・39・43 以下に見られるように、聖地における教会（とりわけアムド修道院）の管理権・所有権を巡ってのカトリック教会との対立が、その一背景となっていたのであろう。さらに、このような対立の相手はグルジア正教会に限定されていなかった。例えば、表 1-46・47 に見られるように、ギリシア正教徒たちはカトリック信徒たちの宗教儀礼を妨害していたが、その場に居合わせた巡礼者たちも被害者としてそこに巻き込まれたことであろう。

このように、早いところでは 1540 年代半ばより、再び被害者としての巡礼者に関する情報が現れ始める（表 1-10）。そこでの加害者がサンジャク・ベイであったように、1540 年代後半よりサンジャク・ベイを中心とした役人たちによる嫌がらせ行為が目立つようになる（表 1-12～15 など）。1550 年にシオン山がスレイマン 1 世によって占拠されたことも受けて（表 1-26）、1550・60 年代には聖地巡礼記作者たちは役人たちを強欲な者として描く傾向にあるが、実にそれは実体験に基づくものであった、ということがフェルマーンからも確認されるのである<sup>(11)</sup>。また、表 1-10 に見られる役人による巡礼者の不当投獄という情報は、時期的にはやや遅れてのこととなるが、1550・60 年代の聖地巡礼記作者の中には実際に捕縛された上で数年間の奴隷生活を送った者がいる、ということと対応している<sup>(12)</sup>。

このような傾向に対して中央政府も黙っていないことは、表 1-39・52・55 などの示すところである。これらのフェルマーンが述べているように、マルタ島包囲前夜と言えども、オスマン帝国にとってヨーロッパからやって来る巡礼者たちのもたらす経済効果は無視できないものであった。そして、恐らくは巡礼者保護政策を着実に実行に移す意図の下で、表 1-58 と表 1-59 を境に、すなわち 1570 年代後半を境として、主たる命令対象者（フェルマーンの発給対象者）がサンジャク・ベイからカーディーへと転換しているのであるが、やはりこのことも聖地巡礼記から確認することができるのである<sup>(13)</sup>。表 1-64・66 は、結局はカーディーやワクフ管理官なども嫌がらせを行う者として例外とはならなかったことを示すが、その後 1580 年代までは巡礼者に対する嫌がらせ行為が落ち着きを見せたようであるので、中央政府の執った政策は一定の効果を上げたと言える。そしてこのことは、当該時期の聖地巡礼記作者たちが役人などに対しては概ね感情の沈黙を見せることを説明

<sup>(10)</sup> 拙稿「後期十字軍再考（7）」84～88 頁。

<sup>(11)</sup> 拙稿「後期十字軍再考（8）」69～72、77～78 頁。

<sup>(12)</sup> 拙稿「後期十字軍再考（8）」72～76 頁。

<sup>(13)</sup> 拙稿「後期十字軍再考（9）」139～143 頁。

するであろう<sup>(14)</sup>。

しかし、このような方策はまたもや長続きせず、1590年代後半、メフメト3世統治期に入ると、役人たちによる巡礼者に対する嫌がらせ行為が再び慢性化の兆しを見せ、その傾向はアフメト1世統治期の初期まで続くこととなる（表1-81・82・84・85・94～100）。表1-84・85からは、聖墳墓教会入場料の基本料金9ドゥカートを上回る金銭が巡礼者たちから搾り取られていたことを示すが、この点も聖地巡礼記から確認される<sup>(15)</sup>。ただし、このような時期においてもヨーロッパからやって来る巡礼者たちがもたらす経済効果が中央政府にとって重要であったことは、表1-86の示すことである。表1-93に至っては、オスマン帝国と友好関係にはない国々からも巡礼者を受け入れようとしていたことが記されている。聖地巡礼記の記述からは、そもそもカトリック信徒は他の宗派のキリスト教徒の倍の金額の入場料の支払いを強要されていたことが解るが<sup>(16)</sup>、単純に考えてもこのことはヨーロッパから到来する巡礼者たちのもたらす経済効果が他の宗派のキリスト教徒たちの倍であったことを示す。加えて、恐らくは1600年という節目の年の前後にヨーロッパから聖地巡礼を目指す者の数が増加したことであろう。その結果として、1590年代後半から揉め事の件数も増加したと考えられるのであるが、アフメト1世期に入っていくと、少なくとも役人が加害者となるような事例が見られなくなることから、またもや何某かの対策が講じられて、一時的に効果を発揮したと考えられる。

ただし、それに代わるような形で問題となるのが、表1-102に見られるようなカトリックと他の宗派との間の争いである。その後、表1-102・123～126からすると、1610年代はキリスト教徒同士の対立が激化した時期であり、それがフランチェスコ会にとっても最重要課題となっていたと想定することができよう。

さて、最後に次の点を指摘しておきたい。聖地巡礼記では時期を問わずに概してアラブ人やベドウィンたちは強盗団といった危険分子として描かれているのであるが<sup>(17)</sup>、それを反映するようなフェルマーンが、意外に数こそ多くはないものの、やはり時期的な偏向を見せずに発給されている、ということである（表1-45・49・61・80・114・118～122）。ここでも我々は、聖地巡礼記とフェルマーンの相関関係を確認することができるのである。

以上、我々が本章で耳を傾けてきたのは、言わば被害者の声である。次章では、それとは異なるカテゴリーのフェルマーンに目を移していこう。

<sup>(14)</sup> 拙稿「後期十字軍再考（9）」144～149頁。ただし、巡礼者たちは「心付け」という形で搾取されていた。

<sup>(15)</sup> 拙稿「後期十字軍再考（9）」146～147頁。

<sup>(16)</sup> 拙稿「後期十字軍再考（9）」147頁。

<sup>(17)</sup> 拙稿「後期十字軍再考（6）」119～120頁；拙稿「後期十字軍再考（7）」85～86頁；拙稿「後期十字軍再考（8）」70頁；拙稿「後期十字軍再考（9）」147～148頁。

### III. 枢機勅令簿所収のフェルマーン

上記の通り、ヘイドは1552年から1615年までのパレスティナに関連する全126通のフェルマーンを我々に情報として提供してくれている。ただし、その内の約半分は本稿の主題とは間接的にも関係を持たないと判断された。またヘイドは、時系列ではなく内容によって、フェルマーンを区分してまとめている。そこで、筆者が本稿に関連すると判断した全63通のフェルマーンを時系列順に並べ直して作成したのが表2である。なお、表2にも表1と同様の区分を設けた。では、表2が何を示してくれるのかについて考えていこう。

1550・60年代において目立つのは、サンジャク・ベイやカーディー（の息子）などといった役人たちによる不正行為である（表2-1・2・4・7・10・14）。その中において巡礼者に関係するのが表2-2であるが、ここで興味深いのが巡礼記作者たちを苦しめていた「護衛代」の廃止が1552年の段階で命ぜられていることである<sup>(18)</sup>。その後、ある意味でこの命令は遵守されていったと言えよう。というのも、時期的には少し遅れるものの、1570年代以降の聖地巡礼記に見られるように、役人たちは巡礼者たちに「護衛代」ではなく「心付け」を要求するようになったからである。しかし当然のこととして、「心付け」も巡礼者たちの懐を痛め続けた<sup>(19)</sup>。

ただし、サンジャク・ベイたちにも言い分があったようである。表2-3にあるように、確かに彼らは巡礼者たちをベドウィンの襲撃から命がけで守っていた。中には反乱分子であるベドウィンと癒着する役人もいたが（表2-4）、1550年代以降に見られるベドウィンなどの反乱分子の活動の活性化は、パレスティナ方面の役人たちにとって非常に頭の痛い問題であり続け（表2-5・6・17・21～25・43・45～47・51・57）、ベドウィンによってサンジャク・ベイが殺害されるという事態も起こった（表2-51）。そして、このような反乱分子の攻撃対象には巡礼者や旅行者も含まれていたが、被害者はキリスト教徒に限定されていたわけではなかった（表2-8・16・26・41・42・49・55・56・63）。すなわち、聖地巡礼記に見られるアラブ人による巡礼者襲撃は、在地の役人および中央政府にとってはより大きなレヴェルの問題であった。そして、治安の維持という点に加えて、やはり巡礼者の増加による経済効果という点を中央政府が看過できなかったことは、表2-9・50が物語るところである。表2-11に見られるような街道の安全の確保への志向は、巡礼における集客力の増加も見込んでいたのかもしれない。ただし一方で、街道の防備責任者に対して、徴税権の付与を許可している事例（表2-40）や、サンジャク・ベイになりすまして不法行為を行うベドウィンが存在したことを窺わせる事例（表2-54）も看過されるべき

<sup>(18)</sup> 拙稿「後期十字軍再考（6）」124～125頁；拙稿「後期十字軍再考（7）」85頁；拙稿「後期十字軍再考（8）」69～70頁。

<sup>(19)</sup> 本稿の注14。

ではないであろう。

しかし、巡礼者であれば誰でもよい、というわけでもなかった。表2-13に見られるように、敵対国の出身者に対しては制限が設けられることもあった。この点は前章でも確認されたことである(表1-93)。また、より興味深いのは、キリスト教徒が加害者となっている事例が表2の中に散見されることである。具体的には、キリスト教徒によるモスクの不法占拠(表2-12・20、ちなみにユダヤ教徒の事例としては表2-53)、海賊行為を行うキリスト教徒のガレー船(表2-29)である。また、表2-14にあるワインの問題についても、恐らくはキリスト教徒が絡んでいたであろう。そして、本稿に最も関係するのが表2-15の事例であり、そこに我々は「厄介者の巡礼者」がフェルマーンにも登場することを確認することができる。加えて、表2-34は、カトリック信徒が他の宗派のキリスト教徒巡礼者を阻害していたことも教えてくれるのである。

さて、ここで話を役人に戻してみよう。1560年代後半以降、役人たちの悪行は一時的になりを潜めていたが、1570年代後半以降、再びサンジャク・ベイの不正行為が見られるようになる(表2-28・32・38・39)。このような不正行為が、ナブルスにおける農民反乱の引き金となったのかもしれないが(表2-33)、その中でも興味深いのが表2-39である。この事例は、サンジャク・ベイの中には不当に入手した大麦・小麦を恐らくはヨーロッパに輸出していた者がいたこと<sup>(20)</sup>、および反乱分子であるベドウインと癒着していた者がいたことを示してくれるからである。また、本稿の文脈の中で最も気になるのが、前エルサレムのサンジャク・ベイであったスレイマンの悪行である(表2-27・30)。彼の悪行に対する調査が1576年というタイミングで行われていることは、前章にて確認した、サンジャク・ベイからカーディーへという転換との関連性を窺わせるからである。しかし、1580年代にはカーディーによる不正行為も散見され(表2-44・48・52)、中でも表2-48はカーディーの不正行為が巡礼者にまで及んでいたことを示す。このことを表1に見られる傾向と照らし合わせると、結局のところカーディーによる不正行為の対象が、1580年代にはムスリムであったもののそのことが問題視されるに及んで、1590年代以降にキリスト教徒に移行したと考えられるであろう。

以上に見てきたような問題は、17世紀に入ってもその傾向を大きく変えることはなかった(表2-57~63)。ただし、その中において目を引くのが、表2-58の事例である。ここに我々は、再び加害者としてのカトリック信徒の姿を見い出せるからである。加えて、このようなカトリック信徒たちによる排他的な姿勢が、前章で確認した1610年代にけるキリスト教徒同士の対立の引き金になったとも考えられるからである。

最後に、巡礼者に関連すると思われる一つの事例を見ておこう。それは表2-37である。ヨーロッパ世界からの巡礼者たちの幾人かは、自分の身を守るための手段の一つとして、

<sup>(20)</sup> このような問題の背景については、澤井一彰『オスマン朝の食糧危機と穀物供給—16世紀後半の東地中海世界—』山川出版社、2015年、を参照されたい。

表2 枢機勅令簿所収のフェルマーン

スルタン	整理番号	発給年(西暦)	発給地	訴状人・報告者	発給対象者	概要	典拠	区分
スレイマン1世	1	1552.5.10.		シャイフのメフ メト	ダマスクスのカーデイー	アッコンに向かうためにメフメトが サフエドのサンジャク・ベイのハサン の家臣が彼を不当逮捕したという訴 えに対して、調査するように命令。	OD, no. 14.	D
	2	1552.5.17.			ダマスクスのバイレル・ バイ	①古来より、フランク人は巡礼する 際にヤフッファ港に上陸するが、その レムへと導くための税と称して彼ら から金銭を巻き上げていた。さらに 幾人かの者たちは、護衛代と称して 多くの金品も巻き上げて巡礼者を困 らせている。それゆえに、巡礼者が 来なくなってしまう、ワクフの財源 にとつて大きな損失となっている。 ②エルサレムのカーデイーの息子メ フメトが、最近にお札代と称して、 聖墳墓教会の入り口にてすべつてのキ リスト教徒から1アスバらずつを徴 収し始めた。さらに、エルサレム駐 屯軍に属する門番も1アスバらずつ を徴収している。 ・上記二点について、巡礼者たちは過 去の慣習および現在定められている 以上に金銭を払うように強要されて はならないこと、また護衛代は完全 に廃止されねばならないことを命令。	OD, no. 124.	C・D
	3	1552.6.12.		前ガザのサン ジャク・ベイの ムスタファ	ダマスクスのバイレル・ バイ	エルサレムやヘブロンにやって来る 巡礼者たちを襲撃する反乱分子のベ ドウィインに対抗するために兵士の増 強が必要であるという報告に対して、 そのようにするに命令。	OD, no. 66.	C・F
	4	1552.9.6.			ダマスクスのバイレル・ バイ	反乱分子のベドウィインと通じたテイ マール保持者がいるため、情報がベ ドウィインに漏れているという報告に 対して、ベドウィインを討伐すると共 に内通者とその家族をイイスタンブル に送還するように命令。	OD, no. 46.	D・F

5	1552.9.8.		ダマスクスのベイレル・ベイ	ダマスクスのベイレル・ベイ	反乱分子のベドウィンを捕らえて処罰するように命令。	OD, no. 48.	F
6	1552.10.28.			ダマスクスのベイレル・ベイ	ナブルスのサンジャク管区内における反乱分子のベドウィンの活動の活性化に対して、犯罪者を罰するように命令。	OD, no. 39.	F
7	1559.9.27.			ダマスクスのベイレル・ベイ	サンジャク・ベイおよびその家臣たちが不法にも刑罰を実施している、および捕らえた悪人を逃がしているという事態に対して、適切に処理するように命令。	OD, no. 13.	D
8	1559.12.2.			エジプトのベイレル・ベイ	アレppo・ダマスクス・ガザからやって来る巡礼者や商人たちを襲撃するベドウィンの巢窟となっている所に、城塞を建設するように命令。	OD, no. 45.	C・F
9	1560.7.17.			ダマスクスのベイレル・ベイ ワクフ管理官のムスタファ	サフエドのカーデイーの管轄区内にあるベドウィン湖近くの浴場施設には、近隣のムスリム・ユダヤ教徒・キリスト教徒の巡礼者が多くやってくるが、施設が壊れており、もしそれが修復されれば、いかに多くの収益が得られるであろうか」という嘆願に対して、修復の許可。	OD, no. 89.	C
10	1564.9.6.			エルサレムのサンジャーク・ベイ エルサレムのカーデイー	以前、エルサレムの警吏下にあるムスリム・非ムスリムの通訳たちによる不法行為（賄賂・窃盗など）についての調査を命じたが、その際に罷免された者たちがその後復職して、以前にもまして不法行為を行っていることに對して、然るべき対処をなすように命令。	OD, no. 10.	D
11	1564.10.15.		ダマスクスのベイレル・ベイ ナブルスのサンジャク・ベイのハサン ラジューンのサンジャク・ベイのケマール	ダマスクスのベイレル・ベイ	ジェニーンの町を整備して防備すれば、エジプト～エルサレムの街追の安全が確保されるであろうという報告に對して、そのようにするように命令。	OD, no. 56.	C



12	1564.12.30.		エルサレムのカーデー	エルサレムのカーデー	エルサレムのカーデー	OD, no. 117.	A・B
13	1565.2.19.		バスラのバイレ	バスラのバイレ	バスラのバイレ	OD, no. 125.	C
14	1565.7.			エルサレムのサンジヤク・ベイ	エルサレムのサンジヤク・ベイ	OD, no. 106.	C・D
15	1565.8.31.		エルサレムの住民モッラーフ・スーヤミー・ルミー	エルサレムのサンジヤク・ベイ	エルサレムのカーデー	OD, no. 98.	C
16	1567.8.7.		ファアテイル(エルサレム巡礼者)	エルサレムのサンジヤク・ベイ	エルサレムのサンジヤク・ベイ	OD, no. 41.	C・F
17	1567.8.7.		ダマスクスのバイレル・ベイ	ダマスクスのバイレル・ベイ	ダマスクスのバイレル・ベイ	OD, no. 47.	F
18	1568.8.20.		前エルサレムのバイレル・ベイのメフメツ(現シヤフリソルのバイレル・ベイ)	ダマスクスのバイレル・ベイのムラート・パシヤ	ダマスクスのバイレル・ベイ	OD, no. 95.	D

19	1571.3.14.			エルサレムのサン ジャク・ベイ のアフメト	エルサレムのサン ジャク・ベイ のアフメト	エルサレムのサン ジャク・ベイ のアフメト	エルサレムのサン ジャク・ベイ のアフメト	OD, no. 88.	D
20	1571.3.14.			エルサレム内の ムスリムたち	エルサレム内の ムスリムたち	エルサレム内の ムスリムたち	エルサレム内の ムスリムたち	OD, no. 118.	A・B
21	1571.6.4.			ナブルスのサン ジャク・ベイの アフメトガザの サンジャク・ベ イのルドヴァー ン	ナブルスのサン ジャク・ベイの アフメトガザの サンジャク・ベ イのルドヴァー ン	ナブルスのサン ジャク・ベイの アフメトガザの サンジャク・ベ イのルドヴァー ン	ナブルスのサン ジャク・ベイの アフメトガザの サンジャク・ベ イのルドヴァー ン	OD, no. 57.	F
22	1571.6.			ガザのサンジャ ク・ベイのルド ヴァー	ガザのサンジャ ク・ベイのルド ヴァー	ガザのサンジャ ク・ベイのルド ヴァー	ガザのサンジャ ク・ベイのルド ヴァー	OD, no. 58.	F
23	1571.12.2.			ガザのサンジャ ク・ベイのルド ヴァー	ガザのサンジャ ク・ベイのルド ヴァー	ガザのサンジャ ク・ベイのルド ヴァー	ガザのサンジャ ク・ベイのルド ヴァー	OD, no. 4.	F
24	1572.3.24.			カフル・カンナ のカーディー	カフル・カンナ のカーディー	カフル・カンナ のカーディー	カフル・カンナ のカーディー	OD, no. 36.	F
25	1573.8.25.			サフエドのサン ジャク・ベイ アッコンのカー ディー	サフエドのサン ジャク・ベイ アッコンのカー ディー	サフエドのサン ジャク・ベイ アッコンのカー ディー	サフエドのサン ジャク・ベイ アッコンのカー ディー	OD, no. 37.	F
26	1574.6.9.			エルサレムのサン ジャク・ベイ	エルサレムのサン ジャク・ベイ	エルサレムのサン ジャク・ベイ	エルサレムのサン ジャク・ベイ	OD, no. 50.	C・F

ムラト3世	27	1576.5.17.				ダマスクスのバイレル・バイエルサレムのカーデーイー	前エルサレムのサンジャク・ベイのステイマン（エジプトのサンジャク・ベイ）による数々の不法行為（ムスリムの殺害を含む）の調査を命令。	OD, no. 16.	D
	28	1576.7.26.	サフエドのユダヤ人セヴェイ（公的に認められた商替商）		ダマスクスのバイレル・バイエル ダマスクスのカーデーイー	サフエドのサンジャク・ベイのメフメトが難癖をつけてきて金銭を要求しているという訴えに対して、入念に調査するように命令。	OD, no. 109.	D	
	29	1576.7.			ロドスのサンジャク・バイエル	小麦を積み込むためにアットコンヤやテイルを往來するキリスト教徒のガレー船がムスリムの船を攻撃しているという報告に対して、サフエドのサンジャク・ベイは沿岸を警備し、アレクサンドリリア・タミエッタなどのガレー船は海上を警備するように命令。	OD, no. 78.	E	
	30	1576.8.14.	エルサレムのサンジャク・ベイ		エルサレムのサンジャク・ベイ	ベドウィンの囚人の交換要請に対して、1年に一度という形で許可。	OD, no. 51.	F	
	31	1576.8.14. もしくは10.18.			エルサレムのカーデーイー	前エルサレムのサンジャク・ベイのステイマンが、アクサー・モスクや岩のドームを修復するため供給された鉄・木材・大理石などを、自分の家を建てるために流用したという報告に対して、賠償させるように命令。	OD, no. 101.	D	
	32	1577. 2.18.	サフエドのユダヤ人たち		ダマスクスのバイレル・バイエル サフエドのカーデーイー	ユダヤ人が戒律に従って土曜日に働かないことに難癖をつけて、サフエドのサンジャク・ベイが金銭を強要しているという訴えに対して、調査するように命令。	OD, no. 110.	D	
	33	1577. 3.4.	ダマスクスのバイレル・バイエル カフエルのエルサレムのカーデーイー ダマスクスのデフテルダール		ナブルスのサンジャク・ベイのハサン	ナブルスのサンジャク管区内における農民の反乱についての報告に対して、事を収めるように命令。	OD, no. 45.	F	

34	1577. 4.14.			グルジア王国の諸侯たち	エルサレムのカーデーイー エルサレムのサンジャク・ベイ	エルサレムのカーデーイー	OD, no. 123.	A・B
35	1577. 8.5.			故ダマスクスのベイレル・ベイのカフエルのダマスクスのデフテルダールのメフメト	ダマスクスのベイレル・ベイ	サフェドのサンジャク	OD, no. 45.	F
36	1577. 12.15.			サフェドのサンジャク・ベイ	サフェドのサンジャク・ベイ	サフェドのサンジャク	OD, no. 33.	F
37	1578. 9.4.				ダマスクスのベイレル・ベイ ダマスクスのカーデーイー ダマスクスのデフテル	ダマスクスのサンジャク	OD, no. 115.	A・B
38	1579.3.22.			エルサレムのクフの管理官、ハサン	エルサレム・ガザ、サフェド・ナブルス各サンジャク管内のカーデーイーたち	エルサレム・ガザ、サフェド・ナブルス各サンジャク管内のカーデーイーたち	OD, no. 12.	D
39	1579.6.5.			サフェドの住民たち	ダマスクスのベイレル・ベイ ダマスクスのカーデーイー	サフェドの市場監視官・税徴取請負人のムハンマド・ブン・アビー・ジャール・ルースが、不正価格で売買している小麦、および異教徒たちに小麦・大麦を売却していること、およびイスラーム圏外から武器を購入して反乱分子であるベドウィンに売却していることについて訴えに対して、調査した上で有罪であれば彼を逮捕するように命令。	OD, no. 35.	D・E

40	1579.6.5.			ダマスクスのデフテレ ダール	エルサレム～エジプトの街道の防備責任者であるアッサーフが駐屯兵の増員のために税の徴収権を要求していることに対して、許可。	OD, no. 61.	C
41	1581.10.4.		前ダマスクスのバイレレル・バイ	ダマスクスのバイレレル・バイ ダマスクスのカーデイー ダマスクスのデフテレ ダール	街道にてキャラバンや巡礼者たちを襲撃する反乱分子のペドウィンを抑えるために、賦役免除などを条件に人を入植させ、防衛に当たらせているという報告。	OD, no. 54.	C・F
42	1581.10.4. および 11.8.		ダマスクス、サフエドのサンジャク・バイのサンジャク・バイのハサン	ダマスクスのバイレレル・バイ ダマスクスのデフテレ ダール	タポール山近くの街道が反乱分子のペドウィンや強盗の巣窟になっており、エルサレムやヘブロンへのムスリム巡礼者も襲われているという報告に対して、兵士を増強するように命令。	OD, no. 62.	C・F
43	1581.12.1.		アレイを始めとするサフエドのサンジャク管区内のテイイマール保持者たち	ダマスクスのバイレレル・バイ ダマスクス、サフエド、カフアル・カンナナのカーディーアたち	サンジャク・ベイたちが戦争にて不在の中で、反乱分子のペドウィンやドルーズ派の活動が活発になつているとの報告に対して、首謀者を摘発して武器を没収するように命令。	OD, no. 42.	F
44	1582.5.1.		サフエドのサンジャク・バイ	サフエドのサンジャク管区内のカーデイーたち	ある者たち（カーデイーのことであろう）が、捕らえられた犯罪者を金銭を受け取って逃がしているという報告に対して、金銭を受けとらぬよう、および然るべき刑罰を実施するよう、うに命令。	OD, no. 15.	D
45	1582.5.7.			サフエドのサンジャク・バイ アッコンのカーデイー	ドルーズ派に弓矢を売却させないよう、に監視を強化するように命令。	OD, no. 34.	F
46	1583.3.22.			役人たち	反乱分子であるペドウィンに対して、ガザ、アルジェーン、カラク・シヤウバクのサンジャク・ベイたちはサフエドのサンジャク・ベイに協力するよう、に命令。	OD, no. 30.	F

47	1583.3.22.			メフメト・ギラーイ・ハーンの母親	ダマスクスのバイレール・バイ	メッカ・エルサレム巡礼の道中のナブルス管区内にて、近隣のペドウィンたちが反乱を起しているという情報を得たという報告に対して、速やかに対処するように命令。	OD, no. 43.	C・F
48	1583.3.23.			ヘブロン管理官メフメト	ダマスクスのデフテール	カーディーや他の役人たちが、巡礼者から金銭を搾取しており、特に女性には不安がっている、という訴えに対して、止めさせるように命令。	OD, no. 103.	D
49	1584.6.27.			ガザのサンジャク・バイのアフメト		ラムラ周辺においてペドウィンが旅行者や巡礼者を襲撃しているが、それに対してティーマール保持者であるペドウィンのシヤイフのアブール・ウァアアイスが報酬を見返りとして防衛することを提案している、という報告に対して、防衛を委ねるよう命令。	OD, no. 52.	C・F
50	1584.11.19.			神聖ローマ皇帝の外交使節	ダマスクスのバイレール・バイ エルサレムのムフテイ エルサレムのカーディー	古来より、エルサレムには修道士が居住しており、国庫も巡礼者たちから莫大な利益を得てきたはずであるが、今や修道士たちの財産が没収（修道院の取り壊し？）されたために、巡礼者も来なくなっているであろうという報告（警告）に対して、調査して報告するように命令。	OD, no. 121.	A・C
51	1587.6.22.			エルサレムのサンジャク・バイ アフダグエル デイ	ダマスクス在中のワズィール、シナン・パシヤ	前エルサレムのサンジャク・バイのマフムードを殺害したカンカラニヤという名のペドウィンが増防衛のとしてこの報告に対し、防衛のためにワダグアルデイを来たさるべき軍事遠征から外すように命令。	OD, no. 44.	D・F
52	1588.5.30.			エルサレムのワクフの監査官、ガザンフェル・アグハ	エルサレムのカーディー	以前のエルサレムのカーディーのオメルが、ラムラのカーディー管区内の住民から搾取していたという報告に対して、オメルの設定した境界に關する文書を破棄するように命令。	OD, no. 9.	D

53	1589.1.3.		前エルサレムのサンジャク・ベイのオメル	エルサレムのカーデイー	エルサレムのユダヤ人たちは、本来は崇拜対象ではないはずのモスクを勝手に信仰の場としていたという報告に対して、調査した上で必要ならば信仰の場を移動させるように命令。	OD, no. 113.	D
54	1590.12.2.			ダマスクスのベイレル・ベイ	ベドウィンがあるサンジャク領域を所有しており、農民に対して不法行為をしているという報告に対して、彼らを罰するように命令。	OD, no. 2.	D・F
55	1591.6.-7.		ガザのサンジャク・ベイのアフメト	ナブルスのサンジャク・ベイ	ナブルスのサンジャク管区からやって来る反乱分子のベドウィンに対して、ベドウィンを元の活動領域に戻さぬように命令。	OD, no. 49.	C・F
56	1593.3.31.		ガザのサンジャク・ベイ エルサレム、ガザ、バイト・ジブリーンのカーデイーたち	エルサレムのカーデイー エルサレムのサンジャク・ベイ	ヘプロンの住民たちが、反乱分子であるアツター族とアツティヤ族の下に集結し、ベドウィンがメッカ巡礼者たちから奪った物を売買しているとの報告に対し、犯罪者を摘発するように命令。	OD, no. 38.	C・F
57	1605.5.2.			サフェエドのサンジャク・ベイのフアクルッデイン・マン	ベドウィンが農村などを荒らし回らないように監視するように命令。	OD, no. 6.	F
58	1609.9.		エルサレムに居住するシャイフのアフメトとシャイフのムハシマド	エルサレムのカーデイー	フランク人が所有する聖誕教会において、ランプを吊すことを望むムスリム・非ムスリムを、フランク人の修道士が阻止して困惑させているのを止めさせようにとの懇願に対し、理由なくして阻止するのは止めさせるように命令。	OD, no. 126 DT, no. 47, 51.	A
59	1611.1.2.			ラジュエーンのカーデイー	ラジュエーンのサンジャク・ベイの嫌がらせによって、フランク人の商人たちがヤハイフアの港に寄りつかないという報告に対して、止めさせるように命令。	OD, no. 77. DT, no. 50.	D・E
60	1613.7.23.		エルサレムのカーデイー	エルサレムのカーデイー	教会が壊れかかっているがためにベドウィンや往来者からの不法行為の的となってしまうているセルビア人の教会の修復許可。	OD, no. 120.	B・F
アフメト1世							

61	1613.7.		エルサレムのカーディー	エルサレムのカーディー	エルサレムのカーディー	B	OD, no. 122. DT, no. 67.	イエスの足跡が残る教会の修復許可をアルメリア人が得たが、金銭を巻き上げるために妨害しようとする者がいるという報告に対して、止めさせるように命令。
62	1613.8.		エルサレムのカーディー	エルサレムのカーディー	エルサレムのカーディー	A	OD, no. 119. DT, no. 68.	古来より、シオン山はフランク人の所有下にあったが、その中にあるダヴィデの墓所をスレイマンが没取したために、フランク人の所有領域が不明瞭になってしまったことに対して、フランク人が境界線を明確にするように要請(回答は欠落)。
63	1614.12.27.		ダマスクス在中のワズイール、アフメト・バシヤ			C・F	OD, no. 28.	アラビアとの辺境に位置するエルサレム・ヘブロンにおいて、反乱分子であるベドウィンが、メッカに向かう巡礼者たちを襲撃しているという現状に対して、討伐するように命令。



ムスリムのような出で立ちをするということを選択したが<sup>(21)</sup>、このことが逆効果となってしまう可能性が小さくなかったことを、表 2-37 は窺わせてくれるのである。

#### IV. お わ り に

本小文では、フェルマーンという史料群から聖地巡礼を照射しようと試みてきたが、最後にポイントとなる点を簡単に振り返っておきたい。

全体として言えることは、オスマン帝国の中央政府による巡礼者への対応が、聖地巡礼記に見られるムスリムに対する感情とかなりの程度にシンクロしている、ということである。このことから、我々は聖地巡礼記作者たちの感情が、必ずしも偏見や先入観ではなく、実体験に基づくものであったことを知ることができる。

その一方で、聖地巡礼記からは知り得ない幾つかの情報もフェルマーンは教えてくれた。まずは、巡礼者保護の政策が執られたのは、彼らの到来が決して小さくはない経済効果をもたらすものとして、中央政府が認識していたということである。このような認識の下で、あくまでもパーソナルな問題であるかもしれないが、聖地巡礼者を受け入れる主監が 1570 年代後半よりサンジャク・ベイからカーディーへと移行された。ただし、必ずしも全てのサンジャク・ベイを始めとする役人たちが、私腹を肥やすために不正行為を行っていたわけでもなかった。聖地巡礼者たちの交通の安全を含む治安維持にかかる経費が、搾取と見られる要因の一つとなっていたからである。そして、フェルマーンは聖地巡礼者に対する嫌がらせを行う者が、ムスリムに限定されていたわけではなかったことも教えてくれた。その背景には、聖所の管理権・所有権を巡るキリスト教の諸宗派間の争いがあったが、その中において我々は加害者としてのキリスト教徒たちの姿を見いだすことができ、カトリック信徒もその例外ではないことを確認することができた。さらにそれに関連して、聖地巡礼者の中には現地の人々を困惑させる「厄介者」が存在していたことを、フェルマーンは我々に教えてくれるのである。

以上、本小文で得られた結果を、改めて聖地巡礼記や聖地巡礼者を受け入れる側にあったフランチェスコ会聖地管区の他の史料（『聖地巡礼者受け入れ名簿』など）と突き合わせてみることを次なる課題として、本稿を閉じたい。

（本稿は、2016 年度文部科学省科学研究費補助金（基盤研究 B：代表・学習院大学文学部教授・亀長洋子）による研究成果の一部である。）

---

<sup>(21)</sup> 拙稿「後期十字軍再考（9）」140 頁、など。